

アダム・スミスの北アメリカ植民地発展論

榎並 洋介

(一) はじめに

イギリスの植民地である北アメリカの急速な富裕化について、スミスは次のようにいう。「北アメリカはまだイングランドほど富んでいないにしても、それよりはるかに盛大であり、より多くの富を獲得するためにずっと急速に前進している。ある国の繁栄についてのもっとも決定的な指標はその住民数の増加である。大ブリテンやたいいていのヨーロッパ諸国では、住民が五百年以内に倍加するとは想定されない。北アメリカのブリテンの諸植民地では、住民は二十年ないし二十五年のうちに倍加することが明らかにされている。……北アメリカでは人手の払底についての不平がたえない。労働者に対する需要、つまりかれらを扶養することになっている元本ファンドは、雇用すべき労働者が見いだされるよりも、さらにいっそう迅速に増加しているように思われるのである⁽¹⁾。人口の増加を一国の富裕度の指標にするのは一般的とはいえない。しかしながら、人口の減少は少なくとも一国の富裕をあらわすものではなく、衰退を意味するものである。人口の増加が一国の富裕を表わすのは、産業が発達し、それが労働需要を増加させ、雇用者の賃金水準を高め、そのことがこれらの人々の生活程度を上昇させるからである。北アメリカではこの勢いがきわめて速いとスミスはいう。しからばその要因

はどこにあるのであろうか。この課題を解明するのがこの小論の目的である。

ところで、当初、ヨーロッパ諸国の植民地建設計画を支配し導いた根本原則は愚行と不正であったとスミスはいう。⁽²⁾ すなわち、がむしゃらな金銀鉱山狩りという愚行と無邪気な原住民の土地を不正に占有するというものであった。その政策にいくら合理的で賞賛に値するような名目を掲げててもこのような動機には名誉になるようなものはほとんどない。むしろヨーロッパ人がアメリカ大陸へ移動したのは、本国における種々の迫害が起因していた。例えば、イングランドの清教徒は、本国での迫害を逃れ自由を求めて新世界に渡りニューイングランドに四つの政府を樹立したし、イングランドのカソリック教徒はピュリタンよりもっと不当に扱われていたので、自由な新世界を求めてアメリカに渡り、メアリアンドに政府を樹立し、さらにクエイカー教徒は同じ理由によりペンシルヴェニアに政府を樹立したのであった。⁽³⁾ 彼等は本国における宗教的な圧迫を逃れ精神的な自由を求めてアメリカに入植しそこに定住したのである。その場合には母国政府による支援はなにも無いのである。スミスはイングランド政府のアメリカ植民地政策には見るべきものを見い出していない。むしろアメリカ植民地の自立的な発展を分析し高く評価するのである。

注

- (1) Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, ed. by Cannan, 6th ed., 2 vols. London, 1950, I, pp. 72-73. これを *Wealth of Nations* と表記する。邦訳は大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』岩波書店、昭和四十四年、全一卷本を用い、『国富論』と略記する。一六七頁。
- (2) *ibid.*, II, p. 90. 訳八七四頁。
- (3) *ibid.*, なおアメリカにおける宗教と実業家については、梅津順一・諸田実編著『近代西欧の宗教と経済』一九九六年、同文館、参照。

自立的発展の初発にスミスは入植者の土地の領有を位置づける。すなわち『国富論』第四編第七章の植民地論の第二節「新植民地の繁栄の諸原因について」はつぎのように書き出している。「文明国民の植民地で、未開墾の地方を領有するか、

または原住民が新來の入植者にたやすくその席をゆずれないほど住民が希薄な地方を領有するか、そのいずれかするものは、他のどのような人類社会よりも迅速に、富強にむかって前進する⁽⁴⁾。未開拓の土地を領有するか、あるいは住民が希薄な土地を領有することがこの問題を考える出発点になっているのであるが、どのようにして彼等はアメリカ原住民から土地を手に入れるのであろうか。スミスは、東インドやアフリカ沿岸部へのヨーロッパ諸国民の場合と比較して次のようにいう。「ヨーロッパ人はアフリカの海岸や東インドに数多くの重要な定住地を領有しているけれども、かれらはこれらの諸地方のいずれにおいても、アメリカの諸島や大陸におけるような、数多くの裕福な植民地をまだ建設していない。ところが、東インドという一般的名称のもとに包括される諸地方のいくつかのものはもちろん、アフリカにも野蛮民族が住んでいる。そして、これらの民族は、あのみじめで無力なアメリカ人ほど弱くて無防備でないばかりか、かれらが住んでいる諸地方の自然的多産性の割合からいうと、かれらははるかに人口濃密であった。アフリカでも東インドでも、そのもっとも野蛮な民族は牧畜民であって、ホツtentott人でさえそうであった。ところが、アメリカのあらゆる地方の原住民といえ、メキシコやペルーを除けば狩猟民にすぎなかったのであって、しかも同時に多産的な同一面積の土地が扶養する牧畜民と狩猟民との数のひらきはじょうに大きいのである。それゆえ、アフリカや東インドでは、原住民を追のけ、本來の住民の土地の大部分にヨーロッパ人の栽植地をひろげていくのはアメリカのばあいよりも困難であった⁽⁵⁾」。アメリカの原住民はみじめで無力で無防備であり、アメリカの諸地方は自然的多産性に比べて人口が希薄であり、アメリカの原住民は狩猟民であるので、アフリカや東インドの牧畜民と比較するとその差異はきわめて大きい。このような特質をもつアメリカ植民地をヨーロッパ人は自らの栽植地を広げていくために原住民を追い払って拡大していく。まさに原住民を無視した不正と無秩序が基本原則だったということになる。こうして植民者は自分で耕作できないほどの広大な土地を獲得するわけであるが、彼等はここで本国で身につけた農業に関する知識およびその他の知識や技術を十分に發揮していくので

ある。

諸技術の進歩は、土地から生まれる生産物がほとんど全部自分に帰属するためにきわめて速い。地代を払う必要はない。租税もほとんど支払う必要がない。労働の成果がほとんど全部自分の所有物になることほど生産を刺激するものはない。しかしながら、広大な土地を耕作するためには自分自身の労働だけでは土地がありあまる。そこで、あらゆる方面から労働者をかき集めてくる。しかしそれでも足りない。労働者不足である。そこで土地所有者は企業経営者としての能力を発揮し労働者を集めるために賃金を高くしていく。雇用した労働者には高い賃金が支払われる。しかし彼等は長くはそこで働かない。土地は安価であるので、少しの資金さえあれば土地が手に入るからである。こうしてこれらの労働者たちは高い賃金を蓄え、これを元手にして土地所有者あるいは農場主になっていくのである。

こうして無人の地域を占有するか、人口希薄な土地から原住民を追いだしあるいは明け渡してしまう地域を占有していく文明国民は、スミスによれば、他の人間社会よりも急速に富裕と強大にむかって発展していくのである。野蛮民に比べて文明人の知識、習慣や法律、制度、司法行政などの観念が優れているからである。それは肥沃な土地が豊富にあったということ、後述することであるが外国貿易を除けば、イングランドの植民地は自分たちの諸問題を完全に自分たちの方法で処理する自由をもっていたからである。スミスはいう。「北アメリカのイングランドの植民地よりも迅速な進歩をとげたものは一つもない。良質な土地が豊富にあることと、自分たちの諸問題を自分たちなりの方法で処理する自由とが、すべての新植民地の繁栄の二大原因であるように思われる」⁽⁶⁾。

注

(4) *Wealth of Nations*, II, p. 66. 訳八四〇頁。

(5) *ibid.*, pp. 133-134. 訳九三五—九三六頁。イギリスでの宗教的な迫害を逃れて最初からアメリカに定住する予定で入りこんだ人々

は会社組織の契約書をアメリカ大陸に持ち込んだ。ヴァージニアの「最初の人植者はヴァージニア会社の株券を与えられて、一定の生活を保障されます。この株券は一種の開拓事業に参加することに対する報酬でした。交易市場を建設するために各々の開拓者に数エーカーの土地が与えられます。植民者が七年間我慢して働き続けると、更に百エーカーの土地が与えられました。これは当時のイギリス人にとって巨大な財産と考えられました。定住者が増えると、新世界での株券をもつ人も更に増えました。暫くすると、毛皮の交易よりも定住して農業をするほうが金が儲かるようになります」E・キャブラン稿、竹本徹訳「重商主義は植民地の発展を妨げなかった」『経済往来』第四五巻第三号、一九九三年三月、一二六―一二七頁。

(6) Wealth of Nations, II, p. 73. 訳八五〇頁。なお、野蛮と文明とについては星野彰男『アダム・スミスの思想像』新評論、一九七六年、参照。

とくにイングランドの植民地の政治上の諸制度は、他の国の植民地と比較して、土地の改良や耕作にとって有利であった。このことに関してスミスは四点挙げている。それは、第一には未耕地の土地を独占することを禁止していたこと。第二には土地譲渡が頻繁に行われていたこと。第三には生産物に対する租税が穏当であったこと。そして第四には母国の植民地貿易の独占はあまり抑圧的ではなかったことである。第一と第二は農業の発展の基礎条件を構成するものであり、第三は、植民地の防衛と保護に要する経費を終始母国が負担してきたことがアメリカの政治的経済的自立を可能にした点であった⁽⁷⁾、以上のことと密接に連携していることであるが、第四の点は国内市場の形成を促進し、農業以外の製造業や商業の発展を導く役割を果たすものであった。この場合、宗主国としてのイギリス重商主義国家が植民地を支配するために種々の規制や制限政策を講じていくのであるが、それにもかかわらずアメリカ植民地はめざましく発展する。この規制や制限と社会発展の関係を基本的な視座においてスミスを考察することもこの小論の課題である。

注

(7) Wealth of Nations, p. 73ff. の第三に「関わる問題については、拙稿「アダム・スミスのアメリカ植民地論―併合か分離か―」『星葉科大学一般教育論集』第十二輯、一九九五年、において考察したところである。

(二) 農業投資発展論

スミスは『国富論』第二編第五章において資本が生産的労働を維持することになっているにしても、等額の資本が活動させる労働の量には様々な用途の多様性に応じてはなはだしく異なり、またこの資本の用途がその国の土地と労働の年々の生産物に付加する価値もはなはだしく異なるという。すなわち社会的に使用し消費される粗生産物を調達するために資本を使用するのは、土地、鉱山または漁場の改良または耕作を企てるすべての人々の資本であり、この粗生産物を直接使用し消費するために製造し調整するために資本を使用するのは、すべての親方製造業者の資本である。さらにこの粗生産物または製造品を潤沢な地域から欠乏している地域へ輸送するために資本を使用するのは、卸売商人の資本であり、そしてこれらが必要とする人々に小口に分割するために資本を使用するのは、小売業の資本である。この場合、スミスは卸売商業を国内商業 *home trade*、消費物の外国貿易 *foreign trade of consumption*、中継貿易 *carrying trade* の三分野に分けている。⁽¹⁾これは農業、製造業^{II}工業、商業という産業部門を資本の使用方法の違いを基準にして区分する重要な作業である。というのはスミスは等額の資本をこの三つの産業部門に投下するとすれば、三つのうちのどの産業部門がより多量の生産的労働を活動させうるのか、同じことであるがそうした時に土地と年々の生産物に付加する価値はどの部門が多いかを問題にするからである。

スミスによれば、資本が不足していない国の資本の配分順序は、農業、製造業、商業である。等額の資本を投下した場合、なぜ農業が資本の配分方法としてよりもっとも有利なのであろうか。彼は次のようにいう。「等額の資本のなかでは、農業者の資本ほど多量の生産的労働を活動させるものはない。かれの労働する使用人ばかりではなく、かれの役畜もまた生

産的労働者なのである。そのうえ、農業においては、自然もまた人間とならんで労働するのであって、自然の労働にはなんの経費もかからぬが、その生産物は、もっと経費のかかる職人のそれと同様に、その価値をもっているのである。……それゆえ、農業に使用される労働者や役畜は、製造業における職人のように、自分自身の消費物に等しい価値、すなわち、かれら雇用する資本に等しい価値を、その資本所有者たちの利潤とともに再生産するばかりではなく、それよりもはるかに多くの価値の再生産をもひきおこす。かれらは農業者の資本とその全利潤をこえてなおそれ以上に、地主の地代の再生産をも規則的にひきおこすのである。この地代は、その使用を地主が農業者に貸付けている自然の諸力の生産物とみなしてさしつかえない。それは、こういう力の想像上の大きさに応じて、ことばをかえていえば、土地の想像上の自然的または改良された多産性に応じて、大きくもなれば小さくもなる。地代は、人間の所産とみなしうるものをさしひき、またはそれをつぐなうてなおそのあとにのこる自然の所産である。それが全生産物の四分の一よりもすくないことはめったになく、しばしばその三分の一より多いことがある。製造業で使用される等量の生産的労働は、けっしてこれほど大きな再生産をひきおこしえない。製造業においては、自然はなにもせず、人間がいっさいをするのであって、再生産はつねにそれをひきおこす諸要因の力に比例せざるをえない。それゆえ、農業に使用される資本は、製造業に使用されるどのような等額の資本よりも、多量の生産的労働を活動させるばかりではなく、それが雇用する生産的労働の量に対する割合においてもまた、その国の土地と労働の年々の生産物に、つまりその住民の実質的収入に、はるかに多くの価値を付加する。それは、資本が使用されうるいっさいの方法のなかで、社会にとってずばぬけてもっとも有利なものなのである⁽²⁾。スミスはここで製造業に比べてより多量の価値を生産する農業の有利性を展開しているが、その有利な条件とは何かといえ、地代の存在である。地代は自然の諸力の生産物であり、それは土地の自然的または改良された多産性、つまり土地の肥沃度に応じて変化するものである。等額の資本を使用してもその部分だけ製造業資本よりも農業資本の方がその生産

物により多くの価値を付加するというわけである。労働価値論を基礎にして生産的労働論を展開してきたスミスが役畜や自然までもが労働するというのは論理矛盾であるが、このような表現の仕方をしてまで農業の有利性を主張したかった理由を問うべきである。

スミスは資本制社会における自由な経済活動が産業部門間の利潤率を均等化すると考えていたが、⁽³⁾長期的にみれば、農業部門の生産物と工業部門の生産物の市場価格はそれらの自然価格に一致する傾向になることを予測していた。しかし、投下資本が同額でしかも雇用労働者が同数の場合でも、製造品の自然価格は自然率における賃金と利潤の合計に等しくなるはずだが、農産物の自然価格は自然率における賃金と利潤と地代に等しくならなければならないと考えていたことである。農業者の土地耕作は必ず土地を借地し地主に地代を支払うものと想定するスミスは、「つねに地代を生じる土地生産物について」において次のように述べていた。「どのような位置にあっても、たいいてい土地は、食物を市場へもたらすのに必要ないっさいの労働を扶養するにたりるより以上に多量の食物を生産するのであって、この労働がもっとも気まえよく扶養されているばあいでもそうである。そのうえ、つねにこの剰余は、この労働を雇用した資財を、その利潤とともに回収してなおあまりあるものである。それゆえ、地主に対する地代として、つねに若干のものがのこる」⁽⁴⁾。

注

(1) *Wealth of Nations*, I, p. 340. 訳五六一頁。pp. 347-348. 訳五七二頁。

(2) *ibid.*, pp. 343-344. 訳五六五-五六七頁。「農業投資の有利性の証明においては、土地の寄与に大きな比重をかけているのであって、したがって、たんに資本＝労働比率にのみ注意を払うどんな資源配分分析も不完全である。もしも労働不足で高い賃銀率の相対的な不利性が、相対的な豊富な土地の供給と低い地代の利用可能性によって緩和されるならば、労働集約的部門における投資―高い労働＝資本比率をもった―がもっとも収益性の大きなものになる可能性もあるのである」(Samuel Hollander, *The economics of*

Adam Smith, University of Toronto Press, 1973, p. 285. 小林昇監修『アダム・スミスの経済学』東洋経済新報社、一九七六年、四二二頁)。

- (3) 拙著『アダム・スミス管見経済学の古典研究』近代文芸社、一九九三年、参照。
- (4) *Wealth of Nations*, p. 147, 訳一八二—一八三頁。なお、拙稿「アダム・スミスの土地所有と地代について」『星薬科大学一般教育論集』第三輯、一九八五年、参照。

以上のようにその国に資本が十分あり資本の蓄積が進んでいる場合の資本投下は農業がもっとも有利であった。農業の資本こそが多量の生産的労働を活動させ、その国の土地と労働の年々の生産物、つまり実質的富と収入により多くの価値を付加するものであった。それは他の資本の使用方法の中では最も有利なものであった。それでは、資本が不十分で資本の蓄積も進んでいないような場合には、どのような部門へ資本を配分すれば富裕を高めるのに最も効果があるのだろうか。スミスは次のようにいう。「ある国の資本が以上の三つの目的〔農業・製造業Ⅱ工業・商業の興隆のこと〕のすべてにとって不十分なばあいには、農業に使用される資本の分けまえが大きくなるに比例して、その国内で活動させられる生産的労働の量は大きくなるであろうし、またこれと同じように、この資本の使用がその社会の土地と労働の年々の生産物に付加する価値もますます大きくなるであろう。農業につぐものとしては製造業に使用される資本が最大量の生産的労働を活動させ、そして年々の生産物に最大の価値を付加する。輸出業に使用される資本は、この三つのどれよりも効果がすくないのである。実際のところ、これら三つの目的のすべてにとって十分な資本をもたぬ国は、その国が自然に運命づけられている程度の富裕にまだ到達していないのである。とはいえ、はやまって、しかも不十分な資本を用いて、この三つのすべてをなしとげようと企てるのが、一個人にとってそうであろうように、一社会によっても十分な資本を獲得する最短の道でないことはたしかである⁽⁵⁾」。不十分にしかな資本が存在しない国においては、全部の産業部門を同時に興隆させるのではなくて、まず最初に農業部門へ投資し、それから二番目には製造業Ⅱ工業へ投資し、そして最後には商業へ投資していくのが効率もよく富裕の程度を上昇させるためにもっとも効果的で自然であるという。

資本が不十分であるアメリカ植民地の場合においてはどのような資本の使用方法が採用されてきたのであろうか。スマスはいう。「わがアメリカの諸植民地のほとんど全資本がこれまで農業に使用されてきたということは、それらの植民地が富と偉大にむかって迅速に進歩した主要原因であった。これらの植民地には、農業の進歩に必然的にもない、おのこの私的な家族内の婦人や子どもの仕事になっている家内の比較的粗雑な製造業を除けば、製造業というものがまったくない」。アメリカの急激な進歩発展は農業に全資本を投下したからである。このことは、ある程度資財を所有している工匠 *artificer* が遠隔地販売のための製造業を始めないで、その資財を使って未耕地の土地の購入や改良のために供するという状況を生んだ。すなわち、「現在でもなお未耕地の土地が安易な条件で手にいれられるわが北アメリカの諸植民地では、そのどの都会にも、遠隔地への販売をおこなう製造業がまだ確立されなかったためしがない。ある工匠 *artificer* が自分の近隣の地方に供給するための事業を営むのに必要とする以上にすこしでも資財を獲得すると、北アメリカでは、かれはそれでもっと遠隔地への販売をおこなう製造業を確立しようとせず、未耕地の購入や改良にそれを使用する。かれは工匠から栽植者 *planter* になるわけで、この国が工匠たちにあたえる多額の賃銀も安価な生活資料も、かれが自分のためというよりもむしろ他の人々のために働くようにかれを勧誘できない。かれはつぎのように感じる。すなわち、工匠というものは、自分の顧客の使用人で、この顧客から自分の生活資料をひきだしている、ところが、自分自身の土地を耕作し、しかも自分自身の家族の労働から自分の必要な生活資料をひきだす栽植者というものは、真に一個の主人であり、世界きっての独立者なのだ、と」。

未耕地の取得と改良が投資としては最高に有利であったことを明確に表現している。

農業資本の拡大的使用が農業生産を活発にし、それが農具用具のような生産手段を必要とするために比較的粗雑な製造業の発達をひきだしてくるのが自然な市場発展の過程である。スマスは農業者自身が日常の農具を補修したり新たに製作したりする比較的粗雑な家内の製造業と工匠が近隣の農業地域に供給するために営む本来の事業である製造業という規

模の異なる形態を同時に記述している。しかも本来の製造業を営む工匠はその規模を拡大するために遠隔地への販売を広げることをせず、資金を手に入れると農業の有利性に着目して未耕地の土地や改良のために投資すると分析しているのである。したがって、スミスの時代のアメリカ植民地には製造業が全然存在しなかったわけではないし、ましてや栽植地は自給的・孤立的で閉鎖的な農場ばかりではなかったのである。⁽⁸⁾ 製造業よりも農業の方がこの時の資本の使用方法としては最も有利であったということであって、農業と製造業＝工業との関係が存在していなかったということではない。スミスは第三編第三章のなかで次のように書いている。「注意されなければならないのは、かりにも大国であれば、その国内には必ずある種の製造業が営まれていたし、またそれがなにかぎりその国は存続しえなかったということであって、また、このようなどこかの国に製造業が全然ないといわれるばあいがあっても、つねにそれは、比較的精巧で改善された製造業、つまり遠隔地へ販売に適しているような製造業のことである、と解さなければならない。あらゆる大国では、人民の圧倒的の大部分のものの衣服や家具は、自国の産業の生産物である。このことは、ふつう製造業が全然ないといわれている貧国についてのほうが、それがたくさんあるといわれている富国についてよりも、かえっていっそう普遍的な事実なのである⁽⁹⁾」。こうして農業と比較的粗雑な製造業との間の国内市場の形成が展開していくのである。

注

(5) Wealth of Nations, I, p. 346. 訳五六九頁。

(6) *Ibid.*

(7) *Ibid.*, p. 358. 訳五八七頁。

(8) しかし以下のような解釈もある。「スミスの論理と認識とは、その資本投下の自然的順序の理論のアメリカへの適用としては、きわめて簡単である。いな、簡単すぎる。スミスの理論から要請される場所に従えば、当時まだ無限に近いフロンティアを西方に有していたアメリカは、この広大きわまるフロンティアを彼のいわゆる栽植地を——それは…その生産物に顧客の存在を予想することを欲しない、自給的・孤立的農場である——で埋めつくさないかぎり、致富への正しい道から外れるということになるであろう」(小林

昇「国富論におけるアメリカ」『小林昇経済学史著作集 第二巻、国富論研究2』所収、二六五頁、未來社、一九七六年。これに対する論説には、羽鳥卓也『国富論研究』、未來社、一九九〇年、一九九〇二〇〇頁。同「A・スミスと北アメリカのイギリス領植民地」『経済系』（関東学院大学）第一七二集、一九九二年、二四〇―二五頁がある。

(9) Wealth of Nations, I, pp. 378-379. 訳六一〇頁。

實際上、製造業の協力の下で農業者の土地の耕作は可能になり、両者の間には小さな市場が成り立ってくる。スミスはこうした市場圏の形成の様子を次のように書いている。「実際のところ、若干の工匠の助力がなければ土地の耕作はおこなわれるはずがないし、それはひじょうな不便や不絶の中絶をとまなうであろう。かじ屋、大工、車輪製造人、すき製造人、石工、煉瓦積工、なめし皮職、靴屋および裁縫師は、農業者がしばしば必要とするサーヴィスをしてくれる人々である。そのうえ、こういう工匠たちもときどき相互の助力を必要とするのであって、しかもこれらの住居は、農業者の家のように必ずしもはっきりした地点にしばりつけられぬから、かれらは自然にたがいの近隣に定住し、このようにして小さな都会か村をつくる。まもなく、肉屋、酒屋およびパン屋が自分たちの随時の欲望を充足するために必要または有用な他の多くの工匠や小売商とともにこれに加わり、これらの人々は都会がなおさら拡大するのに貢献する。」これは勿論自然に社会的分業が発生し市場の形成がはじまり、自然的な進歩が具現してくる初発の形態である。この場合、工匠の営む比較的粗雑な製造業に対して、農業が他の産業に比して先行することをスミスは次のようにいう。「生活資料は、事物の性質上、便益品やぜいたく品に先だつものであるから、前者を調達する産業は、必然的に、後者に奉仕する産業に先だたなければならぬ。それゆえ、生活資料を提供する農村の耕作や改良は、必然的に、便益やぜいたくの手段しか提供しない都会の拡大に先だたなければならぬ。……利潤が等しいかまたはほぼ等しいばあい、たいていの人は、自分たちの資本が製造業または外国貿易に使用するよりも、むしろ土地の改良や耕作に使用するほうを選ぶであろう⁽¹⁰⁾」。生活資料の中でも人間の生

存手段である食料の多寡が人口の増減を左右するわけであるから、食料の生産と獲得があらゆる場合に優先することを意味する。食料がそれ自体需要を創造するわけである。

こうして、ある国の初期の資本蓄積の段階はまず最初に食料生産に求めることができ、これが財産を得るための最短の道であったのである。利潤の追及こそが資本の使用方法を決定する動機である。スミスはこのことを次のようにいつている。「自分自身の私的な利潤についての考慮こそ、ある資本の所有者がその資本を農業に使用するか、製造業に使用するか、それとも卸売や小売の若干の特定部門に使用するかを決定する唯一の動機である。資本がこれらの異なる方法のどれかに使用されるのに応じて、それが活動させうる生産的労働のさまざまな量とか、それがその社会の土地と労働の年々の生産物に付加しうるさまざまな価値とかは、全然かれの考慮にははいらない。それゆえ、すべての事業のなかで農業がもっとも有利で、農耕や改良がすばらしい財産への最短の道になっている国では、個々人の資本は、自然に全社会にとってもっとも有利なようになしたかたで使用されるであろう¹⁰²」。私利利潤を考慮していくと、農業があらゆる事業の中でもっとも有利であり、農耕や生産性をあげるための土地改良が財産を獲得するためには最短の方法なのである。スミスはアメリカこそそのようにいうことができる国なのであると想像している。「北アメリカでは、五、六十ポンドもあれば栽植をはじめる資財としては十分だ、というばあいがよくある。そこでは、最小の資本にとっても最大の資本にとっても、未耕地を購入して改良するということが、そのもっとも有利な使途であり、またこの国で獲得しうるいっさいの財産や名声への最短の道である。実際のところ、北アメリカでは、これくらい土地なら、ほとんどただか、またはその自然的生産物の価値をはるかにしたまわる価格で手にいれることができるが、ヨーロッパとか、またはすべての土地がずっとまえから私有財産だったどこかの国とかでは、こういうことは実際問題として不可能である¹⁰³」。

北アメリカの未耕地を無償かまたはそれに近い価格で入手できたことが、財産や名声を獲得するためにはもっとも有利

な投資方法であった。ヨーロッパや伝統的にすべての土地が私有財産として確立している国と比較して、なぜアメリカにおいてはこのように簡単に土地が無償かそれに近い価格で獲得できたのであろうか。スミスは、北アメリカのイングリランドの植民地が迅速な進歩をとげたのは良質な土地が豊富にあることと、生起する諸問題を自分たちなりの方法で処理する自由を得ていたからであるという。第一には未耕地の独占を制限し、取得した土地は一定期間内に一定部分を耕作することを義務づけていたことである。すなわちスミスは次のように書いている。「第一に、イングリランドの植民地では、未耕地の独占を完全に防止することはとうていできなかったが、それは他のどの植民地よりも制限されていた。植民地法は、あらゆる土地所有者が一定期間内に自分の土地の一定部分を改良し耕作することを義務づけており、しかもこれが履行されぬばあいには、この閑却された土地は他のだれにでも授与しようと宣言しているのであって、この法律は、おそらくきわめて厳格には実施されなかったであろうが、なおかつ多少の効果はもたらしたのである」¹⁴⁾。土地所有者が取得した未耕地を耕作しないで放置しておくことを禁じるこの措置は土地所有の流動を促進する原点である。私利利潤を考察して資本の有利な使用方法を愛好するとき、誰にでも自由に土地を入手できることが最も重要な要件であるからである。さらにスミスは次のようにいう。「第二に、ペンシルヴェニアでは長子相続権がなく、土地は動産と同じように家族のすべての子どもあいに均分される。ニューイングリランドの三つの属領では、長子は、モーゼの法律において同じように、二人分の分けまえにあずかるだけである。それゆえ、これらの属領では、あまりにも広大な土地がある個人によって独占されるようなことがおこっても、一世代か二世代が経過するうちに、再分割されつくしてしまうらしい。もっとも、イングリランドの他の植民地のなかには、イングリランドの法律と同じように、長子相続権がみとめられているところもある。けれども、イングリランドのすべての植民地では、すべてフリー・サーキッツ（自由永代借地権）で保有される土地は、その保有権の性質上たやすく譲渡できるし、また広い面積の土地の被讓与者は、自分の手もとにわずかの賦役免除地代を留保しておくだ

けで、できるだけはやく大部分の土地を譲渡するほうが一般に自分の利益だということを承知している¹⁵」。植民地では土地の譲渡が容易に可能であることをスミスは強調している。長子相続権のないところでは土地は子供に均等に配分するので特定の個人が広大な土地を独占することはない。長子相続権が認められているところでも大土地所有は長くは続かず、大部分の土地は容易に譲渡されるようになった。以上のことからイングランドのアメリカ植民地では未耕地の独占的所有はかなり制限されていたし、土地は動産のように流動していたから、安価に譲渡が可能となり、土地購入希望者は容易に土地を入手できたのである。

こうして、農業者は良質な土地を無償かほとんど無償に近い価格で入手していく。あるいは、地主から安い価格で借地権を手に入れ長期間の耕作権を獲得していく。農業利潤の有利性が農業投資を最優先するという資本蓄積の初期の段階にみられる特殊な事情といえようが、スミスはこの点について次のようにいうのである。「わが北アメリカや西インドの植民地では、労働の賃銀ばかりではなく、貨幣の利子も、したがってまた資財の利潤も、イングランドより高い。さまざまな植民地では、法定利率と市場利率との双方は、だいたい六分から八分といったところである。とはいえ、労働の高賃銀と資財の高利潤とは、おそらく新植民地特有の諸事情のもてないかぎり、ほとんどまったく並存しない。新植民地というものは、しばらくのあいだは、つねに他のたいていの国々よりも、その領土の面積の割には資財不足であり、またその資財の大きさの割には人口不足にならざるをえない。人々は、耕作のための資財との比較においてより多くの土地をもっている。それゆえ、かれらもっている資財は、海岸近くとか、航行可能な河川の沿岸とか、というもつとも多産的で、またもつとも好つごうな位置にある土地の耕作にだけ充用される。それに、このような土地は、しばしばその自然的生産物の価値をさえたまわる価格で購買されるのである。このような土地の購買や改良に使用される資財は、ひじょうに大きな利潤を生みだすにちがいないし、したがってまたひじょうに高い利子を支払いうるにちがいない。これほど有利

な仕事で迅速に資財が蓄積されると、栽植者は、新定住地ではもとめられぬほどじょうに急速に自分の働き手の数を増加させることができる。それゆえ、栽植者がさがしもとめた働き手たちは、きわめてゆたかな報酬をうけるのである¹⁰⁶。新植民地においては、しばらくのあいだ、高賃銀と高利潤とが並存して確保できる。それは地代と土地の取得費が低い額なために可能になることであるし、農業の働き手が不足しているし、しかも、農業では自然や役畜までもが労働すると考えるため多くの生産的労働が活動し、土地と労働の年々の生産物に新たな価値を付加するからである。しかしこのことが言えるのは資本が飽和状態になり、資本蓄積が高度になって産業諸部門間の利潤率が均等化し、有利な資本の使用方法が不確実になるまでの間だけ、のことである。資本の蓄積が初期の段階では資本は十分に存在せず不足している状態であるから、そのような国では人々は利潤率が最も高い農業に資本を投下する。このことは農業と他の産業分野との間の利潤率が不均等になっていることの証左なのである。

注

- (10) *Wealth of Nations*, I, p. 357. 訳五八六頁。
 (11) *Ibid.*, pp. 356-357. 訳五八四～五八五頁。
 (12) *Ibid.*, p. 354. 訳五八〇～五八一頁。
 (13) *Ibid.*, p. 391. 訳六二七頁。「スミスは、資本蓄積の初期段階にある国々では利潤率の均等化機構はまだ確立されておらず、産業諸部門間の利潤率には継続的に差異があると考えているように思われる」(羽鳥卓也『国富論』研究』未来社、一九九〇年、二〇三頁)。「植民地アメリカでは投資が自然的順序で進行しているというスミスの主張は、資本蓄積の初期段階における利潤率均等化機構の形成以前の社会状態の想定に立脚した理論的展開から引き出していたように思われる」(同「A・スミスと北アメリカのイギリス領植民地」『経済系』(関東学院大学)第一七二集、一九九二年、二八頁)。これに対し以下のような見解がある。「スミスにとって問題であったのは、利潤が同等ないしほぼ同等の場合においてなぜ資本が農業、製造業、外国貿易という順番で投下されるかを論証することだったのである。したがって、スミスが利潤率の均等化機構はまだ確立されていない状態を前提に議論していたとはいえないのではないかと思われる」(横山照樹「アダム・スミスの経済発展論」『経済学論叢』(同志社大学)第四四巻第四号、一九九三年、四五頁)。

- (14) *Wealth of Nations*, II, pp. 73-74. 訳八五一頁。
 (15) *ibid.*
 (16) *ibid.*, I, p. 94. 訳二〇〇頁。

かくしてスミスは第三編第一章の結論部分で次のようである。「事物の自然的運行 *natural course of things* によれば、あらゆる発展的な社会の資本の大部分は、まず第一に農業にふりむけられ、つぎに製造業にふりむけられ、そして最後に外国商業にふりむけられる。事物のこの順序は、ひじょうに自然であるから、かりにも領土をもつものであれば、どのような社会でも程度の差こそあれつねに観察されてきたことだ、とわたしは信じている」と。ここには資本蓄積の初期段階における富裕化の基本原則が、私利利潤を基軸にして命題化してある。農業利潤が商工利潤をうわまわるのがあらゆる発展しつつある社会の特徴であるという。農業投資への優先的な選好は当然に農業の発展をもたらすが、実はそれが粗雑な製造業や国内商業の発展を呼び起こすのである。しかしこのことは同時に母国にとって無限の新しい市場を拡大することであり、また、ヨーロッパ諸国の住民の実質的収入と富を増加させるものであった。まさにアメリカの発見は「ヨーロッパの全商品に無限の新市場を開放することにより、新しい分業と改善をひきおこしたのであって、これは、昔の商業の狭い範囲では、その生産物の大部分を吸収する市場が欠如していたためにけっしておこりえなかつたことである。労働の生産力は改善され、ヨーロッパにおけるありとあらゆる国における労働の生産物は増加し、またそれとともに住民の実質的収入と富が増加した。ヨーロッパの商品のほとんどすべてはアメリカにとって新しいものだったし、またアメリカの商品の多くはヨーロッパにとって新しいものであった。それゆえ、以前にはどうも思ひもよらなかつた新しい一連の交換が開始され、しかもそれは旧大陸にとってたしかに有利になったように、新大陸にとってもまた当然そうなるべきものであった」。

注

- (17) Wealth of Nations, I, p. 359, 訳五八八頁。「自然的順序は生産的労働の雇用量の順序であると同時に、個々の資本家にとっては等量の資本投下によって獲得される利潤量の順序でもなければならぬのである。そうしてこれは、労働生産性と労働日および剰余価値率を一定にした場合に、価値生産者である生産的労働の総投下労働量と利潤量の順序が対応することで説明可能である」(大森郁夫「アダム・スミスの産業構造論と歴史批判序説」小林昇編『資本主義世界の経済政策思想』昭和堂、一九八八年、所収、九五頁)。
- (18) *ibid.*, p. 414, 訳六七〇頁。

(三) 母国イギリスの植民地産業規制とアメリカの発展

アメリカにおける農業を起爆剤とする国内市場の発展はヨーロッパ市場の拡大に貢献することになる。とくに母国とアメリカ植民地との間の生産物の交易は盛んになり、母国による植民地貿易の独占と植民地産業に対する規制が進行して行くのである。スミスはいう。「イングランドは、国内に安住できなかった若干の臣民のために、遠隔の地方に一大土地資産を購入した。もっとも、その価格はごくわずかなもので、その購入年数が三十年もするという現在の土地の通常の価格どころか、最初そこを発見し、その沿岸を踏査し、その地方を擬制的に領有するために、船舶を数回装備した費用をほとんどこえぬほどのものでしかなかった。その土地は良質で広大でもあったし、耕作者は作業するのに良好な地所をたくさんもっていたし、しかもしばらくのあいだは自分たちの生産物をどこへ売ろうと自由でもあったから、三、四十年とはたたぬうちに(一六二〇年から一六六〇年までのあいだに)、かれらは、イングランドの商店主その他の貿易商がかれらの顧客を自分たちで独占したくなるほど人口濃密で裕福な国民になったのである。そこで、イングランドの商店主その他の貿易商は、…議会に請願しアメリカの耕作者たちは、第一に、その必要とするヨーロッパからのいっさいの財貨を買うにも、第二に、その生産物のうちでこれらの商人が買ったほうが好つごとみとめるすべての部分売るにも、将来は必ず自分

たちの店に限定することにしようとした。かれらがこの第二点を請願したわけは、耕作者の生産物のあらゆる部分を買うようにでもなつたらつごうが悪い、ということを見てとつたからである。……あの有名な航海条例のなかの一条項は、こういう文字どおり商店主的な提案を法律として成文化したものである⁽¹⁾。最初の三、四十年まではアメリカ植民者の生産物の売買は完全に自由であったが、それ以降は母国による種々の産業規制が行われた。母国が航海条例を制定したのである。イングランドはアメリカ植民地建設に船舶を数回装備したぐらゐの費用の供与でほとんど支援助力をしなかったにもかかわらず、アメリカの植民者が増加し裕福になるとイングランドの商工業者は植民地貿易を独占しようとした。スミスは次のようにいう。イングランドの政府は「北アメリカにおけるそのもつとも重要な植民地の若干のものの建設を完成するために、ほとんどなんの助力もしなかったのである。かれらの建設が完了し、母国の注意をひくほど重要なものになつたとき、母国がこれらの建設に関してつくりあげた最初の規制は、その商業の独占を確保すること、すなわち、その市場を限定し、その犠牲においてみずからの市場を拡大することであり、したがってまた、その繁栄の進行を刺激したり促進したりするというよりも、むしろそれを鈍化させたり阻害したりすることをつねにその目的としていた。そして、この独占の実施方法がさまざまだったという点にこそ、ヨーロッパのさまざまな国民の植民地政策におけるもつとも本質的な差異の一つがある。これらの方法のなかで最善のもの、つまりイングランドの方法にしたところで、他のどの国民のそれよりもいく分偏狭ではなく、また圧制的でもないことなのである」⁽²⁾。航海条例は重商主義国家である宗主国が従属国を支配する装置として機能する。それは植民地を政治的にも経済的にも規制することによって実現していくものである。宗主国は従属国の発展を阻害し犠牲にして自らの市場を拡大しようとする。このような本質をもつ重商主義植民地政策であるが、スミスが、イングランドのアメリカ植民地政策はヨーロッパの他の諸国のそれよりもいくぶん圧制的ではなかったという解釈をしていることは特筆すべきことである。

ところで、ここで論じている航海条例は一六六〇年にチャールズ二世が一六五一年にクロムウェルにより発布された条例を補訂した『船舶と航海を奨励増進するための法律』をいう。スミスはこれについて次のように整理しているのである。

第一に、船主、船長および海員の四分の三がブリテンの臣民でないすべての船舶は、ブリテンの定住地や栽植地と貿易を営み、または大ブリテンの沿岸貿易に従事することを禁じられ、これに違反すれば船舶と積荷は没収される。第二に、もっともかさばる多種多様な輸入物品を大ブリテンに搬入できるのは、上記の船舶か、または、これらの財貨が生産された国の船舶で、その船主、船長および海員の四分の三がこの特定国の出身者である船舶か、そのいずれかにかぎり、しかも、この後者の種類の船舶で輸入されるばあいでも、これらの財貨には二倍の外国人税が課せられる。もしどこか他の国の船舶で輸入されれば、船舶と財貨の没収をもって罰せられる。第三に、もっともかさばる多種多様な輸入物品は、これらの財貨の生産国以外の国から輸入することを禁じられ、これに違反すれば、船舶と船荷は没収される。第四に、ブリテンの船が捕えもせず、船上で加工もしないすべての種類の塩づけの魚、鯨のひれ、鯨の骨、鯨油および鯨脂は、大ブリテンへ輸入されると、二倍の外国人税が課せられる。⁽³⁾ スミスの理解するところによれば、このような航海条例は富裕化の進歩を阻害するものであるということである。なぜならば、「一国民の諸外国民に対する商取引についての利益は、…できるだけ安く買い、できるだけ高く売ることである。ところが、貿易のもっとも完全な自由によって、一国民がすべての国民を奨励し、自国が購入する必要のある財貨をもってこさせるようにすれば、安く買えるみこみはもっとも多いであろうし、またこれと同じ理由から、このようにしてその国の市場が最大多数の買手で充滿するようにすれば、高く売れるみこみはもっとも多いであろう。…しかしながら、もし外国人が、禁止または高率の税のいづれかによって、売りにくるのを阻止されるなら、かれらは必ずしもつねに買いに来ることもできない、というのは、積荷なしでくれば、かれらは自分たちの国から大ブリテンまでの運賃を損しななければならないからである。それゆえ、われわれが売手の数を減少させれば、必然

的に買手の数をも減少させることになり、またこのようにして、貿易の完全な自由があるばあいよりも、おそらく外国の財貨をより高く買うばかりでなく、自国の財貨をより安く売ることになる⁽⁴⁾。輸入品に対する高率関税やそれら輸入品の販売禁止は経済活動の進歩を阻害するものである。航海条例はこのような経済発展を阻止する意味をもっていた。しかしながら、同時に、スミスはこの法律は賢明なものであると積極的に評価するのである。すなわち、「とはいえ、防衛は富裕よりもはるかに重要であるから、航海条例は、イングランドの商業上のすべての法規のなかで、おそらくもっとも賢明なものなのである」と。これは当時最強であったオランダを外国貿易からしめだし、イングランドの優位を確保し、アメリカ植民地貿易を独占するためには賢明な法律であったということである⁽⁵⁾。

注

(1) Wealth of Nations, II, p. 115, 訳九〇九〜九一〇頁。

(2) *ibid.*, pp. 90-91, 訳八七五〜八七六頁。

(3) *ibid.*, I, pp. 427-428, 訳六八九〜六九〇頁。一六六〇年の航海条例の主たる目的は、「(一) 商業上最大の強敵たるオランダを念頭に、貿易から外国船舶を排除し、また中継貿易商の手を経た商品輸入を禁止することによって、オランダに痛打を与え、イングランドの貿易、海運、造船を有利に導き、それらの助成を通して海軍力の強化をも図る、(二) アメリカ植民地貿易をイングランドが独占する、の二つであった」(大河内一男監訳『国富論2』の訳者注記、一三一〜一三三頁、中公文庫版)。なお、長峰章「アダム・スミスとアメリカ植民地経済」『政経論叢』(明治大学) 第六〇巻第三・四号、一九九二年、参照。

(4) *ibid.*, I, 429, 訳六九二頁。

(5) 「国防は、一国資本蓄積の政治的軍事的条件であり一契機である。それは国富増進の経済的条件でないから、その増進を促進するわけではないが、資本の活動の安全を国家権力の助けを借りて保障する。そしてスミスにとっては、重商主義者にとってと同じく資本蓄積を促進することよりも、むしろそれを可能にする条件を作るためにも資本そのものの国際場裡における安全を保障する国防のほうがより重要であったのである」(和田重司『アダム・スミスの政治経済学』ミネルヴァ書房、一九七八年、一五七頁)。だから次のようにいうことができる。「国防は富裕よりも重要であるといったスミスの言葉は、国防は富裕のために重要である、と書き改められなければならない」(高島善哉『アダム・スミス』岩波新書、一九六八年、九二頁)。

しかしながら、航海条例およびその後の諸条例の中には市場制限の本質を表わす列挙商品及び非列挙商品といわれる概念が登場してくる。これらの諸規制がアメリカの発展にとってどのように有益な影響を与えるのであろうか。列挙商品とは航海条例やその他の法令のなかに列挙された商品をいうが、これは最初は砂糖、タバコ、綿花、藍、しょうが、ファステックその他の染料用材であった。スミスの時代には列挙商品には二種類ある。すなわち第一種のものには、糖蜜、コーヒ、カカオの実、タバコ、ピメントウ、しょうが、鯨のひれ、生糸、綿花、ビーヴァアその他アメリカ産の毛皮、藍、ファテックその他の染料用材がある。これらはアメリカの特産物か、あるいは母国では生産不可能なものである。第二種のものについては、いっさいの船舶用品、マスト、帆船および斜橋、タール、ピッチおよびテレピン油、銑鉄、棒鉄、銅鉱、生皮となめし皮、荷性カリ、粗製炭酸カリがある。これらはアメリカの特産物ではなく、母国で生産可能なものであるが、国内の需要量をまかなえないので諸外国から輸入するものである。これらの商品は母国の市場に限定することによってどのような効果を期待できるのであろうか。スミスは次のようにいう。「第一種の商品は最大限に輸入しても、母国の生産物の産出を阻害したり、またその販売と衝突したりしえないであろう。これらの商品を本国市場に限定することによって期待されたのは、わが商人が、それらを植民地でより安価に買い、したがってより大きな利潤をあげてそれらを国内で売ることができればかりではなく、植民地と諸外国とのあいだに有利な中継貿易を確立し、しかも大ブリテンはこれらの商品が最初に輸入されるヨーロッパの国として、必然的にその中心すなわち集散地になる、ということであった」⁽⁶⁾。アメリカ植民地の生産物であるタバコやコーヒーや綿花などを本国であるイングランド市場のみに限定して輸入しても母国には被害を生じない。むしろ、母国の商人はそれらを植民地で安く購入し本国で高く売ることによって大きな利潤を獲得できるばかりでなく、それらの商品の中継貿易地としての諸商品の集散地となる効果が大きいと評価するのである。さらに「第二種の商品の輸入について想定されたのは、本国で生産される同種の商品の販売とは衝突せずに、諸外国から輸入される同種の商品

よりずっと安価にされうるだろうからである。それゆえ、こういう商品を本国市場に限定したのは、大ブリテンの生産物を阻止しようとしてでなくて、貿易差額が大ブリテンにとって不利だと信じられていた若干の外国の生産物を阻止しようとして提案されたのである⁽⁷⁾。母国の需要を母国内で充足できないで輸入に依存する外国生産物として船舶用品やタールや鉄などがあるが、スミスによれば、これら商品の輸出先を母国にのみ限定するのは貿易差額が大ブリテンにとって不利になる外国の生産物を阻止することを目的にしたのであって、大ブリテンの生産物を阻止するためではないという。したがって、これらアメリカの生産物は母国の同種の生産物の価格よりいくぶん高くし、諸外国から輸入される同種の商品よりもずっと安価に取引するという。というのは、母国がそれらの諸商品に適当な輸入税を課すことによって本国の商品とアメリカの商品との販売上の衝突を回避でき、諸外国の輸入品とアメリカの商品とを販売の上で衝突させることが可能だからである。重商主義国家は貿易差額を基本にして植民地の市場制限を立法化しているのであるが、以上の列挙商品に関する規制がアメリカ植民地に及ぼす影響は次のようにいうことができよう。すなわち、母国は第一種の列挙商品に關してから安く購入し順なる貿易差額を拡大する意図でそれら商品の集散地を拡充し、その地を國際貿易都市として確立しようとするわけであるから、アメリカ植民地においてはそれらの商品生産を拡大する効果をもつことになる。また、第二種の列挙商品についても母国は諸外国の諸商品をイングランド市場からしめだし、アメリカ植民地の諸商品をイングランドの市場に限定することで諸外国よりも安価に輸入するわけであるから、それら諸商品のアメリカにおける供給量は増加することになる。

他方、非列挙商品は航海条例やその後の法令の中に列挙されていない商品をいう。船主と海員の四分の三がブリテン人であるブリテンまたはその植民地の船舶で輸出するかぎり、他の国へ直接に輸出してもよいことになっている。「非列挙商品のなかには、アメリカや西インドの若干の最重要生産物がある。すなわち、あらゆる種類の穀類、材木、塩づけの食料

品、魚類、砂糖およびラム酒がこれである」⁽⁸⁾。輸出先に制限がないこれらの重要生産物がアメリカ植民地の経済活動を奨励し、人口増加と広大な市場の形成に大きく貢献したといえる。穀類の生産はアメリカ植民地耕作を奨励することになり、不断の人口増加に対して十分な生活資料を用意することを意味した。材木の輸出は森林の伐採を促進し土地の改良を進める。家畜は土地の改良によってもたらされる穀物の価格に比例して高くなる。ただし、生皮やなめし皮を列挙商品にしたためアメリカの家畜価格が低下した。魚類は漁業の奨励によって主要な貿易品目である。これは植民地の漁業の拡張が大ブリテンの船舶や海軍力を増進させることになるから自由に奨励された。砂糖は農耕の奨励によって高価格になったが、フェニスター岬以南の諸地方へ行かない船舶は大ブリテンのどこかの港に寄港することを強制された。ラム酒はアフリカの沿岸貿易の重要品目で見返りに奴隷と交換するものであった。このように非列挙商品は最初世界中へ輸出することができたが、後になって輸出先は母国のほかはフェニスター岬以南の地方に限定されたのである。母国の貿易商人や製造業者の排他的独占の結果であった。

列挙商品や非列挙商品にみられるアメリカ植民地に対する経済規制に関して、本国は高度でしかも比較的精巧な加工製造品の産業活動を原則的に禁止していた。スミスは次のようにいう。「その植民地に対するイングランドの寛大さも、植民地生産物の市場ということになると、粗製状態のものか、またはいわゆる製造のごく初期の段階のものかのいずれかに限定されていた。より以上に進歩したり、よりいっそう精製された製造品となると、大ブリテンの商人や製造業者は、たとえそれらが植民地生産物であっても、それを自分たちのものとして留保しておくために立法府を説き伏せ、あるときは高率の税を課したり、あるときは絶対的に禁止したりして、こういう製造業が植民地に創設されるのを阻止しようとしたのである」⁽⁹⁾。スミスは高度でしかも比較的精巧な製造業の創設を阻止した例として砂糖精製業、製鋼業、帽子および毛織物製造業などを挙げている。砂糖を漂白または精製する製造業には、白砂糖や棒状の精製糖に対して高率の税を課すことに

よって輸出価格を高価なものにし、事実上砂糖精製業の創設を禁止すると同然の措置をとった。製鋼業については「大ブリテンは、アメリカにおける銑鉄や棒鉄の製造を奨励し、これらの商品が他の国から輸入されるばあいに課せられる税をアメリカの製品については免除する反面、アメリカにおける自国の栽植地に製鋼所や鉄材切断工場を建設するのを絶対に禁止している。つまり、大ブリテンは、自国の植民者の自己消費のばあいでさえ、かれらがより精巧な製造業で働くのをゆるそうとせず、それどころか、かれらが必要とするこの種のいっさいの財貨は自国の商人や製造業者から購入すべし、という主張を固執しているのである」¹⁰⁰。さらに、帽子や毛織物製造業に関してスミスは次のように書いている。「大ブリテンは、アメリカ製の帽子、羊毛および毛織物を一地方から他へ水路で輸出することを禁止し、馬または荷馬車に積んで陸路で輸出することさえ禁止している。こういう規制は、遠隔地へ販売するためのこのような商品の製造業を創設することを事実上妨げ、しかも自国の植民者の産業は、こういうふうにして、私人の家族がふつう自家用のために、または同じ地方の隣人の若干の家族用のためにつくるような、粗雑な家庭用製品に限定されることになるのである」¹⁰¹。これがまさに重商主義国家による産業規制の実像であった。

注

- (6) *Wealth of Nations*, II, p. 81. 訳八六一頁。
 (7) *ibid.*, 訳八六二頁。
 (8) *ibid.*, pp. 78-79. 訳八五八頁。
 (9) *ibid.*, p. 82. 訳八六三〜八六四頁。スキナーは「スミスは、母国との貿易を統制する法的措置の背後には植民地を発展させようとする動機が必ずしも存在したわけではないけれども、そういった措置が植民地の発展に対するきわめて実質的な一因となっていることを論じた」と評している (Andrew Skinner, *A System of Social Science. Paper Relating to Adam Smith*. Clarendon Press, 1979, p. 188. 田中敏弘ほか訳『アダム・スミスの社会科学体系』未来社、一九八一年、二四二頁)。
 (10) *ibid.*, II, p. 83. 訳八六五頁。

(1) *ibid.*: しかしウインチは次のようにいう。「植民地相互間の、また植民地と母国間の貿易を統制する複雑な網の目のような諸規制が重商主義体制の礎石をなしていた。母国がその植民地との貿易において独占権を確保することが、このような一連の諸規制を行う重要な目的の一つになっていたのである。この植民地的独占に対する攻撃を行うさいに、スミスは植民地貿易が持つ良い効果と独占が及ぼす悪い効果とを明確に区別している。そして市場拡大の利得についてのスミスの一般的説明からは、良い効果が説明されている。」(Donald Winch, *Classical Political Economy and Colonialism*, G. Bell and Sons Ltd, 1965, London. 杉原四郎、本山美彦訳『古典派政治経済学と植民地』未来社、一九七五年、三五〜三六頁)。

宗主国であるイギリス本国が従属国である植民地アメリカを国家権力を行使して種々の産業規制を実施することは重商主義国家体制を維持するための特徴である。つまり、宗主国は従属国に完成品を輸出し、従属国は宗主国に原料あるいは半製品を供給することを強制する。こういう役割を規定することによって大ブリテンの再生産が拡大的に発展していく。特に宗主国である本国の政治的経済的権力は確立していくのである。しかしながら、このような従属国に対する産業活動の禁止は神聖な諸権利を侵害することになり、その国の自然な発展を阻止することになる。スミスはいう。「いづれにせよ、一大国民が自分自身の生産物のあらゆる部分からいっさいのものをつくるのを禁止したり、あるいはかれらがかつとも有利だと判断する方法で自分たちの資財や勤労を使用するのを禁止したりすることは、人類のもつとも神聖な権利の歴然たる冒瀆である」⁽²⁾。

しかしながら、こういう神を冒瀆するような諸権利を侵害する産業規制の存在はアメリカ植民地に対してあまり有害に作用しないとスミスは考える。それはアメリカ植民地が資本主義の初期段階にあるからであり、資本の蓄積と諸産業が未発達だからである。幼稚で複雑な製造業に資本投下するよりも肥沃で広大な土地の耕作に資本投下をした方が最も有利であるからである。だから、イギリス本国がアメリカ植民地に対して種々の製造業の創設を禁止しても、アメリカの商工業利潤に対する農業利潤の有利さが高度で比較的精巧な製造業の創設をおもいとどまらせるのである。スミスは次のように

いている。「植民地では、土地は依然としてきわめて安価で、したがって労働はきわめて高価だから、植民地は、ほとんどすべてのより精巧な、またはより進歩した製造品を自分でつくるよりも安価に母国から輸入できる。それゆえ、たとえ植民地がこのような製造業の創設を禁止されなかったにしても、その改良の現状では、それ自身の利益に対する顧慮から、おそらくそうすることをおもいとどまるであろう。植民地の改良の現状からすれば、こういう禁止は、おそらくその勤勞を拘束するものではないし、またこの勤勞を制限してそれが自力でむかうであろう業種へむかわせぬようにするものではない¹³⁾。しかも、イングランドはアメリカ植民地の最も重要な特定の生産物の市場を本国に限定していたのだが、その代償としてそれらの生産物に輸入奨励金を付与したり、類似の生産物が他の国々から輸入される場合には植民地の生産物よりも高率の関税を課すという政策を採用する。そうすることによって、アメリカ植民地の生産を奨励するのである。すなわち、砂糖やタバコや鉄等が他の国々からイングランドへ輸入される場合には高率の関税を課すことによってアメリカの生産物に便宜を与え、また、生糸や大麻や藍及び船舶用品並びに建築用材には輸入奨励金を与えていた。例えば、スミスによれば、一七〇三年にスウェーデンのピッチやタールの会社が同社の船で、同社が決める価格で、同社が適当と考える数量でなければ輸出を禁止し、イギリスに対して価格の引き上げをはかろうとした。スウェーデンの大ブリテンに対する主導権奪回の政策は大ブリテンにアメリカ植民地からの船舶用品の輸入奨励金政策を具体化させた。この奨励金政策がアメリカ産用材価格の引き上げを呼び起こし、その結果、植民地の木材価格が上昇し、これがアメリカにおける土地の開拓費を増加させ、土地の改良を促進させることになった。また、アメリカ産の銑鉄や棒鉄を母国へ輸出する場合には、イギリス本国は他国に課していた関税を免除した。このことはアメリカにおける製鉄所の建設を奨励することになったし、製鉄業は多量の木材を消費するため森林の開拓がおおいに進み、そのことがアメリカの土地の開拓や改良に貢献した¹⁴⁾。これらの政策の基本は順なる貿易差額の追及に求めることができる。まさに「ヨーロッパの財貨の輸入についても、イングランド

は、他のどの国民がそうするよりも寛大に、自国の植民地をとりあつかってきた」のである。⁽¹³⁾ こうした母国による輸入奨励と他国への高率関税政策はアメリカ植民地のこれら特定部門の生産を奨励することになり当該産業の興隆に貢献してくるのである。これが、いわゆるスミスのいう「規制の有益な効果」である。⁽¹⁴⁾

また、上記の列挙商品と非列挙商品とが何者にも規制されず、完全に自由な市場で取引される地域がある。そこにおいてはあらゆる生産物が相互に広大な市場を見出し、お互い依存しあいながらも自立的に生産と販売を拡大していく。いわば一大国内市場圏といべきものを形成していくのである。スミスは次のようにいつている。「ブリテン領のアメリカ植民地と西インドとのあいだには、列挙商品についても非列挙商品についても、もっとも完全な自由貿易がゆるさされている。現在、これらの植民地は、ひじょうに人口濃密になり、また繁栄もしてきたので、そのおのおのは、その生産物のあらゆる部分についての広大な市場を他方のどこかに見いだしているほどである。つまり、これらのすべての植民地をいっしょにすると、相互にその生産物に対する一大国内市場を形づくっているのである」。⁽¹⁵⁾

このように「規制の有益な効果」と自由な地域における一大国内市場圏の形成、言い換えれば植民地規制経済と自由市場経済とがアメリカ植民地の産業興隆に果たした意義はきわめて重要である。

注

- (12) *Wealth of Nations*, II, p. 83. 訳八六五頁。
 (13) *ibid.*, pp. 83-84. 訳八六五〜八六六頁。
 (14) *ibid.*, pp. 81-82. 訳八六一〜八六三頁。
 (15) *ibid.*, p. 84. 訳八六六頁。
 (16) 「スミスは植民地アメリカが母国イギリスの支配下にあつてさまざまな産業規制に締め付けられながら、それにもかかわらず、富裕の増進の自然的コースを歩みつづけてきたと考えているのである」〔羽鳥卓也「A・スミスと北アメリカのイギリス領植民地」『経済系』(関東学院大学)第一七二集、一九九二年、三三頁)。

(7) Wealth of Nations, II, p. 82. 訳八六三頁。

規制の有益な効果と自由市場圏の形成とはアメリカ植民地における経済発展を考ふる源流である。とくに母国イギリスの重商主義政策の対象であったアメリカ植民地が、種々の産業規制を受けながらも、資本主義の初期段階に特徴的な農業を起点とする自然的な発展コースを辿ることになった。それは重商主義の基本原則である貿易差額説を基準にした規制による否定面が、発展の促進要因に転嫁する典型的な型であるといえよう。¹¹⁸

しかもそのことは以下の三つの基礎的条件が満たされていたからこそ実現したといえる。すなわち、それは第一にはアメリカ植民地の住民が外国貿易を除いて、自分たちの諸問題は自分たちで処理するという完全自治方式を採用したことであり、第二にはアメリカ植民地の未耕地が簡単に取得でき、土地独占が制限されていたことである。そして、第三には母国のアメリカ植民地に対する課税が低かったことである。

第一及び第二については既に述べたが、第三についてはスミスは次のよう書いている。「イングランド植民者の労働は、より多量で価値のより大きな生産物を提供することがみこまれるばかりではなく、かれらの租税も穏当であるから、この生産物のより多くの部分がかれら自身のもになり、かれらはこれを貯え、なおさら多量の労働を活動させるのにそれを使用しうる。イングランドの植民者たちは、これまでのところ、母国の防衛についても市民政府の維持についても、なにも寄与しなかった。否、その反対に、かれらこそ従来ほとんど全部母国の経費負担において防衛されてきた¹¹⁹」。アメリカ植民地はこのような基礎的条件を確保した上で、母国の産業規制を偶然にも経済発展のテコにしてきた。それは資本主義の初期段階における発展の典型であった。¹²⁰

注

(18) 自然的自由の制度の基礎をなすアメリカ型国民経済への構造転換については、小柳公洋『国富論体系の歴史と理論』ミネルヴァ書房、一九八一年、一四五頁以下参照。

(19) Wealth of Nations, II, p. 75, 訳八五三頁。母国政府による植民地防衛の結果としてアメリカ人は自由と安全と財産を獲得したし、したがって担税力もついたのでから大ブリテンの租税をアメリカ人も負担すべきであることについては、拙稿「アダム・スミスのアメリカ植民地論―併合か分離か―」(『星葉科大学一般教育論集』第一二輯、一九九五年、三四頁参看)。

(20) 「工業の発展と、一国の独立の基礎は、外国製品に対する工業を保護することではなく、農業の発展の条件をつくること、より正確に言えば、農業への資本投下によって阻止的な条件を取り去ること、すなわち、封建的諸制度の廃棄と自由な土地所有を形成することであって、それ以上でも、それ以下でもない。そのことを裏返しの重商主義が行われた国、アメリカの歴史が示す」(『内田義彦著作集 第二巻 経済学史』岩波書店、一九八九年、二四八頁)。また、野沢敏治『社会形成と諸国民の富』岩波書店、一九九一年、第四節は、なぜ一八世紀に北アメリカ植民地が急速に繁栄したのかについて、対外的要因に航海条例、内発的要因に産業・商業の技術と知識をもった植民者、イギリス憲法の精神と近代的所有観念をもった植民者、安価な土地と高賃銀、安価な政府、を指摘する。